

交通事故などによるケガなどで病院に通う場合は共済組合にご連絡を！

事故の届出について

- ◆ 交通事故など他人（第三者）の加害行為^{※1}でケガをしたり病気になったときは、その治療に要する費用は、加害者である第三者が最終的に負担することになります。
- ◆ 他人（第三者）の加害行為で医療機関を受診した場合、組合員証等のいわゆる保険証を使用して治療を受けることもできますが、組合員証等を使用した場合の医療費は、共済組合が一時的に立て替えたものですので、共済組合から加害者へ請求を行う必要があります。
- ◆ 共済組合が加害者への請求を行うためには、加害者の情報を得る必要があることから、他人（第三者）の加害行為で医療機関を受診し、組合員証等を使用した場合は、速やかに、所属の共済組合支部にご連絡ください。^{※2}

※1 第三者の加害行為に該当するのは、交通事故にあったときや、喧嘩に巻き込まれたとき、他人の飼い犬にかまれたときなどです。

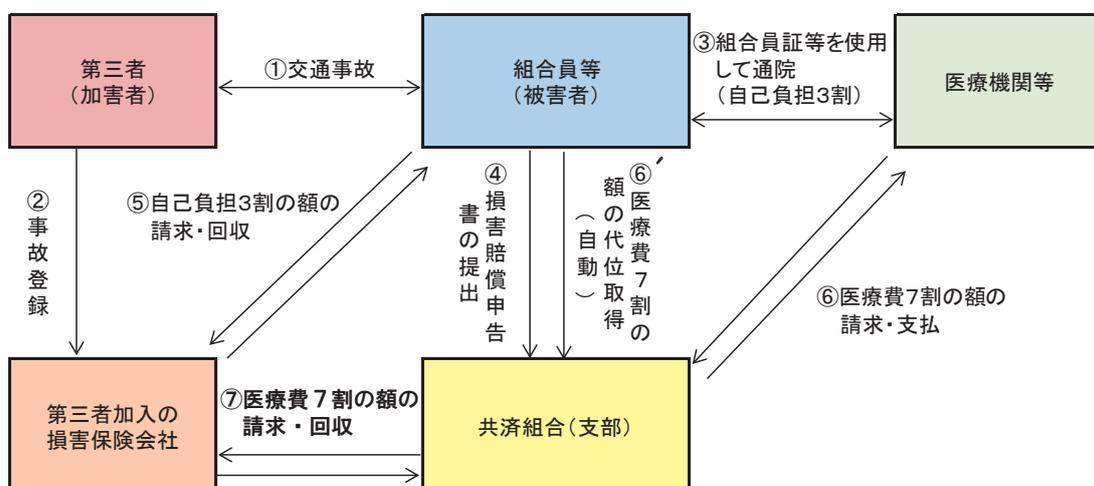
※2 第三者の加害行為によるケガ等により医療機関で組合員証等を使用する場合は、地方公務員等共済組合法施行規程第103条において、共済組合へ届出を行わなければならないこととなっています。

(地方公務員等共済組合法施行規程第103条)

給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、給付の支給を受けようとする者は、損害賠償申告書を組合に提出しなければならない。

組合員からの届出があった場合

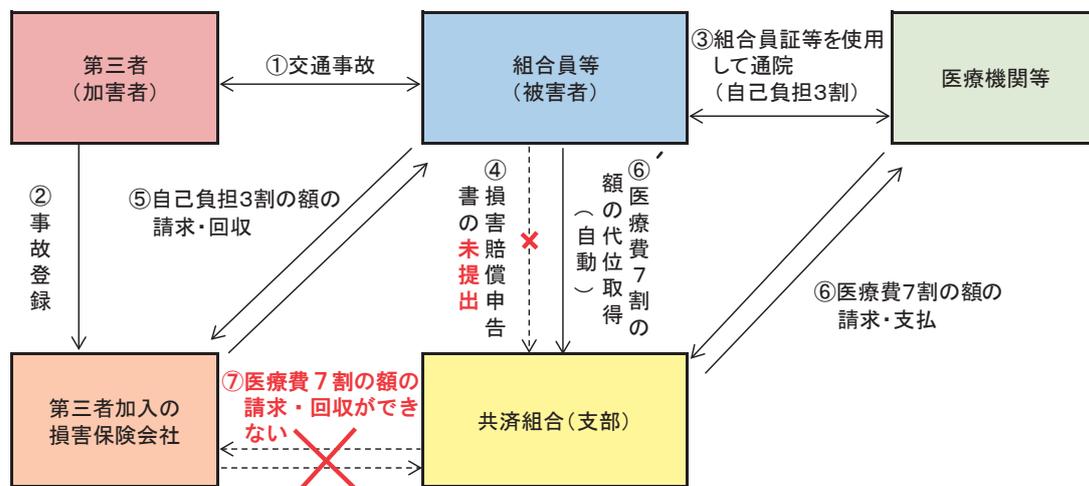
<具体例>



- ◆ 組合員又は被扶養者の皆様から共済組合支部に事故の連絡をいただくと、共済組合支部から、事故の加害者へ医療費を請求できます(上図の④の連絡があれば、⑦の請求ができます)。

組合員から届出がされなかった場合

<具体例>



- ◆ 組合員又は被扶養者の皆様から共済組合支部に事故の連絡がなければ、共済組合支部は、事故の加害者に医療費を請求できません（上図の④の連絡がなければ、⑦の請求ができません）。
- ◆ この場合、本来は加害者が負担すべき医療費を共済組合が負担することになります。こうした事例が増えると、共済組合の医療費負担が増加し、掛金率（いわゆる保険料率）の上昇につながるため、組合員の皆様に不要な負担を求めることになります。

示談は慎重にしましょう

- ◆ 示談は、お互いに譲歩して紛争を解決する和解に当たり、特別な事情がない限り、再び話し合いによってその内容を変更することはできないとされています。
- ◆ 組合員証等を使用しているにもかかわらず、共済組合（支部）に届出なく、共済組合が負担している医療費について相手方との示談により支払を免責してしまうと、その内容によっては、組合員の方からその医療費を返還していただくこともありますので、示談する前に、必ず共済組合（支部）にご連絡ください。

その他の注意点

- ◆ どんな小さな事故でも必ず警察に連絡し、事故の確認をしましょう。
- ◆ 軽傷であっても人身事故扱いとしてもらいましょう。
- ◆ 運転免許証、車検証などで相手を確認するとともに、相手の連絡先は必ず控えましょう。
- ◆ どんな軽いケガでも必ず医師の診察を受けましょう。



※ 事故報告等の提出に係る手続の詳細につきましては、各支部の担当者までお問い合わせください。